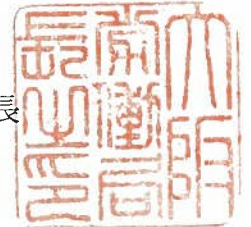




大労発基 0318 第3号
平成 31 年 3 月 18 日

一般社団法人 日本環境測定分析協会
関西支部 支部長 殿

大阪労働局長



タンク内清掃作業に係る安全衛生対策について

平素は、労働衛生行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 31 年 2 月 13 日、大阪府和泉市に所在する繊維産業の事業場で、同施設内に設置されているタンク内部の清掃作業に従事していた労働者を含む 2 人が、死亡する災害が発生しました。

当該災害に関しましては、現在も調査しておりますが、タンク内の酸素欠乏又は硫化水素ガス等有毒ガスの空気を吸入したことが、原因と推定されます。

タンクの内部は、労働安全衛生法施行令（昭和 47. 8. 19 政令第三一八号）別表第六に規定する酸素欠乏危険場所に該当することが多く、その場合、同内部での作業は、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47. 9. 30 労働省令第四二号（以下「酸欠則」という。））によって測定の実施（同則三条）、換気（同則五条）又は空気呼吸器等の使用（同則五条の二）等の措置が義務づけられています。

つきましては、貴会におかれましても、貴会会員事業場に対して、タンク内の清掃等の作業に従事される際には、酸欠則に定める安全管理措置の適切な実施を周知いただくよう特段の配慮をお願いいたします。

なお、同作業につきましては、リーフレットを添付しておりますので、御参考にしてください。

また、同リーフレットは、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、お知らせします。

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/040325-3a.pdf>)